## 規 則

こに公布する 建設業及 び不 動 産 鑑定業者  $\mathcal{O}$ 許 可 証 明等 に関する規則 0 部を改正する規則 をこ

平成二十 八年三月 八 日

埼 玉 県 知 事 上 田

清

司

## 埼 玉 県規則第十 号

九号) 建 設業及び不動産鑑定業者の 建設業及び不動産鑑定業者  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部を次の ように改正する 許可  $\mathcal{O}$ 証 許 明等に関する規則 可 証 明 等 関 す る 規 (昭和三十 則  $\mathcal{O}$ 部 九年埼玉県規則 を 改正す る規 則

様 式第 \_ 号及 び様式第二号 中 H 4 光」 を 「宛先」 に

万 Ñ 旌 S  $\succ$ しな  $\mathbb{H}$ 뻼 薰 淮 三  $\sqsubseteq$ を

(注) 許可を受けている建設業種」の欄は、 下表中の  $\overline{\phantom{a}}$ 内で示された

立 祵 泗 4  $\mathbb{H}$ 삠 淮 薰 ≕ に

建設業種一 7 6 5 4 8 2 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・七工工事(と) 兼 石 エ 事 業(石) 翢 建築工事 根工事業(屋) 木工事 ·覧表) 業(建) 業(土) 1 2 1 3 1 4 1 1 1 0 9 8 鉄筋工事業(筋) ほ装工事業(ほ) Lゆんせつエ(しゆ) 事業 電 気 工 事 業(電) 管 工 事 業(管) タイル・れんが(タ) ブロックエ事業(タ) 郷構造物工事業(鋼) 0 9  $\infty$ 6 5 塗装工事 防水工事 機械器具設置 事業 熱絶縁工事 板金工事ガラス工事 内装仕上工事

略号で記載するこ  $\mathcal{C}$ 

を

清掃施設工事業(清) 消防施設工事業(消) 水道施設工事業(水) 建具工事業(具) 造園工事業(園) 電気通信工事業(通) さく井工事業(井)

2 2 2 2 2 2 2

4 7 6 7 8

業(板)

 $\omega$ 2

> (注) 「許可を受けている建設業種」の欄は、 (建設業種一覧表) 下表中の  $\overline{\phantom{a}}$ 内で示

2 & 4 6 ű 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 建築工  $\mathbb{H}$  $_{\mathsf{K}}^{\mathsf{H}}$ # # # 事業(屋) # 業(電) 業(建) 業(石) 業(土) \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ 1284 O 0 0 舗装工事業(舗) しゅんせつエ(しゆ) 事業 板 金 工 事業(板) ガラス工事業(ガ) 管 エ 事 業(管) タイル・れんが ブロツクエ事業(タ) 鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 2 0 2 1 2 2 2 ω 4 9 ∞ ¬ 機械器 事業 熟絶縁 塗 防装 水 活園 ポペキ 電気通 乙級代

された略号で記載すること

業(絶) (内) (素) (薬) 業(吃) 業(塗) 業(ガ)

(機)

※	· 神· 洪	信工事業(涌)	(路) 将甲十	上上世来(ドリ) 具設置工(蒸)	工事業(防)	工事業(塗)
		1	2 C	0 N	2 12	2
		Q	0 0	φ -	1 0	2
		4	米 上 車 米	(月少))5克工事来(汗)	 	建具工事業(具)

に改める。

附 則

 $\overset{\sim}{\smile}$ 0 規則 は 平成二十八年六 月 \_ 日 カコ ら施行する。